

令和4年1月21日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

自宅療養又は宿泊療養中等の医師によるオンライン診療等について（周知）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡につきまして、日本医師会より通知がありました。内容は下記の通りであり、詳細は日本医師会通知をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

本事務連絡は、新型コロナウイルスに感染（感染の疑いがある場合を含む）又は濃厚接触者である医師が、無症状であるなどにより自宅又は宿泊療養施設等で療養又は待機している場合に、当該医師から求めのあった患者に対しオンライン診療を行うことができる場合の留意事項について示すものです。

オンライン診療については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針（以下「指針」という。）」で、考え方や遵守すべき事項等を定めているところ、本事務連絡の場合でも医師は、医療機関に所属し、その所属を明らかにしていることや、患者の急病急変時の対応体制を整えておく等、指針のVの2の(1)医師の所在、及び、(2)患者の所在に記載した事項について遵守した上で、実施することとされています。

【参考・日本医師会通知ホームページ（通知文掲載先）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）